

平成29年度 東京情報大学自己点検・評価報告書

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善策	活動の根拠となる指針・方針等	
1. 理念・目的	大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。	① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性	大学として、「建学の精神」、「教育理念」、「学生指導の理念」を設定し、『大学公式ホームページ』および『東京情報大学公式ホームページ』などで公開している。「東京情報大学学則」において、学部、学科の理念・目的を、また「東京情報大学大学院学則」大学院の理念・目的を設定している。 平成29年度、東京情報大学の理念・目的を効果的に実現するために総合情報学部、大学院総合情報学研究所の改組、および看護学部の設置を行った。	学部、大学院とも学則の中に理念・目的が、適切に明示されている。また、総合情報学部、看護学部及び大学院総合情報学研究所はいずれもその理念を反映する。学位授与方針(ディプロマポリシー)を策定している。また、それを実現するためにあわせて、それぞれ教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)、学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)を適切に設定している。	社会を取り巻く諸環境の変化に対応し、大学全体として教育の理念などは再考する必要がある、それを検討する恒常的な仕組みを構築する。	建学の精神 教育理念 学生指導の理念 総合情報学部学位授与方針 看護学部認可申請書 大学設置基準第2条 学校教育法施行規則第172条2
	② 大学の理念・目的及び学部・研究科における目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、社会に対して公表しているか。	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表	総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究所および、教職課程は、いずれも人材育成その他の教育研究上の目的については、設定されており、『学生ハンドブック』、および『東京情報大学公式ホームページ』などにおいて公表している。	総合情報学部、看護学部さらに大学院において、建学の精神、大学の教育理念、学生指導の理念にもとづいた総合情報学部の学位授与方針(ディプロマポリシー)および、教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)を適切に公表している。	現状通り、『学生ハンドブック』、および『東京情報大学公式ホームページ』にて公表を継続する一方で、学生に対してはその理解度を確保する仕組みを構築する。	建学の精神 教育理念 人間形成の理念 教職課程における、教育研究上の目的及びディプロマポリシー	
	③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定	設置母体である学校法人東京農業大学が中心となり、各部門において中・長期計画を策定している。本学も同様に計画を策定し、計画に基づいた活動を実施している。特に中期計画においては、2015-2018年の4カ年における目標設定を行い、毎年その確認を行っている。そこには大学の理念目的を実現するための計画も含まれており、その計画に則り活動が行われている。	総合情報学部、看護学部、および大学院総合情報学研究所は、いずれもすでに策定されている中期計画に従い各部門で活動が行われた。その進捗については、部門によって異なるが、目標の達成に向けた活動が行われた。	中期計画に従って目標を達成すべく活動する一方で、問題点については、計画にとらわれることなく迅速かつ適切に対応する。	建学の精神 教育理念 人間形成の理念 総合情報学部・看護学部 学位授与方針(ディプロマポリシー) 総合情報学部・看護学部、教職課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー) 大学院改革委員会	
2. 内部質保証	大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組みなければならない。	① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)	内部質保証のための全学的な体制は未整備であるが、自己点検委員会による自己点検評価活動により内部質保証に関して組織的な取り組みを行ってきた。	内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していない。	東京情報大学基本方針を策定し、運営委員会規程、自己点検評価委員会規程、内部質保証に関する運営綱領を定め、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示する。	東京情報大学運営委員会規定 東京情報大学自己点検評価委員会規程
	② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備 ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成	内部質保証のための全学的な体制は未整備であるが、自己点検委員会の方針を明確にし、組織の整備とともにメンバーの構成を明らかにした。自己点検評価活動により内部質保証に関して組織的な取り組みを行った。	自己点検に関する学内的な整備はあるが、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制の整備には至っていない。	自己点検評価を実施し、その結果に基づき改善をおこなう内部質保証システムを構築していく。内部質保証システムに基づき問題点を確認して、教学システム全体の改善をおこなっていく。あわせて内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備をおこなうとともに、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を明らかにする。	東京情報大学運営委員会規程 東京情報大学自己点検評価委員会規程 自己点検評価委員会の委員について	
	③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応 ○点検・評価における客観性、妥当性の確保	学位授与方針(ディプロマポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)、学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)については適切に設定しているが、全体を通した全学的な基本的な考え方については、不十分である。また、自己点検評価委員会は設置されているが、内部質保証を担うPDCAサイクルについては、統一されたシステムは未構築である。平成27年に大学認証評価を受けたが、その際、いくつかの改善の助言を受けている。その中で、シラバスの精粗の指摘については、改善を行った。また、授業評価アンケートの公表について積極的な公表が求められたが、学生教務課等の窓口で閲覧できるなどの改善を行った。	内部質保証システムの構築には未だ不十分であり、体系的な整備が求められる。	内部質保証システムの構築に未だ不十分であり、体系的な整備が求められる。	内部質保証システムの構築の早急な構築・整備を検討する。	東京情報大学学則 東京情報大学自己点検評価委員会規程
	④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 ○公表する情報の正確性、信頼性 ○公表する情報の適切な更新	『東京情報大学公式ホームページ』において「教育研究上の基礎的な情報」「修学上の情報」「財務情報」を公表している。 あわせて、公益財団法人大学基準協会の認証を受けた結果についてその報告書を公表している。	基本情報の公表はおおむね適切に更新されている。また、認証評価の報告書については適切に公表されている。	情報公表の時期にずれがあるところがあることから、同時期の公表ができる体制の整備を検討する。	学校教育法施行規則	
	⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性 ○適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	自己点検に関する内部の規定はあるが、内部質保証システム自体が、未整備であり、適切性について定期的な点検・評価は行われていない。	内部質保証システムの構築には未だ不十分であり、体系的な整備が求められる。	内部質保証システムの構築の早急な構築・整備する。	東京情報大学学則 東京情報大学自己点検評価委員会規程	
3. 教育研究組織	大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。	① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附属研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	○大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成との適合性 ○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性 ○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮	大学の理念・目的を実現するために、総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究所、教職課程、情報サービスセンター、総合情報研究所、遠隔看護実践センター、学生部、医務室、事務局が適正に設置されている。さらに、教学、学生募集、キャリア支援、社会貢献などの諸活動に対する運営を支援するための各種委員会が設置されている。なお、各学部・研究科等の教育研究組織については、自己点検委員会によって適切性の検証が行われてきた。	学内組織の設置状況は適切である。また、各学部・研究科等の教員研究組織の適切性を自己点検委員会による検証を継続している。	内部質保証を担保するために、現在の自己点検に加え、大学の基本方針にもとづき体系的な内部質保証システムにもとづき検証を行う。	東京情報大学学則 東京情報大学大学院学則 東京情報大学組織及び職制 東京情報大学情報サービスセンター規程 東京情報大学総合情報研究所規程 東京情報大学看護学部遠隔看護実践センター規程
	② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・検証を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	教育組織については、自己点検評価委員会、教務委員会、FD委員会などを通して点検検証が行われている。その一方で、総合情報研究所、看護学部遠隔看護実践センターのいずれにおいても、研究活動の成果報告はあるが、研究組織としての適切性について定期的な点検・検証は、十分行われていない。	総合情報研究所、看護学部遠隔看護実践センターのいずれも組織として定期的な点検・検証のシステムの早急な構築が望まれる。	総合情報研究所、看護学部遠隔看護実践センターの定期的な点検・検証のシステムの早急な構築を行う。	東京情報大学総合情報研究所規定 東京情報大学看護学部遠隔看護実践センター規定	

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善策	活動の根拠となる指針・方針等
4. 教育課程・学習成果	<p>① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。</p> <p>② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。</p> <p>③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p> <p>④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。</p> <p>⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。</p>	<p>○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表</p> <p>○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性</p> <p>○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 (＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等 ＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 ＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等) ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p> <p>○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等) ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等) ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ＜学士課程＞ ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・適切な履修指導の実施 ＜修士課程、博士課程＞ ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施 ＜専門職学位課程＞ ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施</p> <p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ○学位授与を適切に行うための措置 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与</p>	<p>大学の理念・目的を実現するために、教育目標を定め、大学、総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究所、および教職課程で、それぞれにおける学位授与方針(ディプロマポリシー)を策定し、『東京情報大学ホームページ』、『学生ハンドブック』において公表している。</p> <p>大学の理念・目的を実現するために、教育目標を定め、大学、総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究所、および教職課程で、それぞれ教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)を策定し、『大学公式ホームページ』、『学生ハンドブック』において公表している。『学生ハンドブック』には、それぞれ教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)とカリキュラムを掲載し、教育の体系を構成する授業科目区分などが示されている。</p> <p>大学の理念・目的を実現するために、教育目標を定め、大学、総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究所、および教職課程で、それぞれ教育課程の編成・実施方針を策定し、これに基づき、教育課程を適正に編成している。また、学位授与方針に関連付けたカリキュラムマップを作成し、シラバスの到達目標に、学位授与方針に関連付けて、どのような知識・能力を修得できるかを具体的に明示している。 総合情報学部においては、学生の社会的及び職業的自立を図るために、科目区分「キャリアデザイン」を割り当て、キャリア形成を支援する科目を配し、就職支援行事と合わせて複合的に学生のキャリアアップを図っている。大学院総合情報学研究所において博士課程(前期課程・後期課程)において、コースワークとリサーチワークを組み合わせ、それぞれの授業科目において学位授与方針に沿った構成にするとともに、総合演習において評価・確認している。</p> <p>学生の学習活動を効果的に行う措置として、総合情報学部、看護学部、いずれも学年毎の履修の上限を設け単位の実質化を図る措置を行っている。本学は、4年間各学年で担任教員を決めて適切な履修指導している。また、大学院総合情報学研究所においては、授業科目の修了要件単位数が34単位のため、履修制限などは導入していない。シラバスの内容と実施については、総合情報学部、看護学部、いずれも教務委員会において毎年検討している。大学院総合情報学研究所においては、第三者により整合性のチェックを行っている。 学生の主体的参加を促す授業については、総合情報学部においては、「知識創造の方法a～f」を配当している。看護学部においては、学部の教務委員会、実習委員会(学生に効果的な実習のあり方等の検討)、学生部委員会(学生が学習しやすい環境づくり等の検討)等において検討している。</p> <p>成績評価及び単位認定について、総合情報学部、看護学部ともに学則に規定されている単位制度の趣旨に基づき、単位認定を実施するとともに、年間履修単位数に上限(CAP)を設け、授業時間外学習の時間を適切に確保している。単位の認定において厳格な成績評価を実施するために、履修規程に成績評価基準を定め学生ハンドブックに掲載し、シラバスに明示している成績評価方法に基づき評価している。他大学や短大を経て、本学に入学・編入した学生の既修得単位については、当該大学の成績証明書などをと適切に認定している。進級要件については、総合情報学部においては履修規程に定め、学生ハンドブックへ掲載している。卒業要件については、学則において規定し、学生ハンドブックへ掲載している。大学院総合情報学研究所においては、課程修了の要件を定め、学生ハンドブックに掲載している。 学位授与の適切性について、総合情報学部においては、学位論文審査に関して、各指導教員が定めた審査基準に従い実施している。学位審査及び修了認定に関しては、総合情報学部の学科教員会において各指導教員の意見を聴き、卒業の認定(判定)を実施している。大学院総合情報学研究所においては、学則に基づき、「学位論文(博士前期課程)審査のための要件及び方法」及び「博士(総合情報学)の学位授与のための要件及び方法」を定め、論文審査を行い学位を授与している。</p>	<p>総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究所、および教職課程においてそれぞれ学位授与方針の策定及び公表を適切に実施している。</p> <p>総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究所、および教職課程においてそれぞれ学位授与方針の策定及び公表を適切に実施している。</p> <p>総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究所、および教職課程において、授業時間外における学習時間の状況把握は十分に行われていないのが現状である。大学院総合情報学研究所においては、年間スケジュールに基づき、研究指導を適切に対応している。 総合情報学部では、主体的学びを促す講義科目として「知識創造の方法a～f」をアクティブ・ラーニング形式で授業を実施しているが、評価方法については、共通の到達目標を定めておらず、担当者に一任している。看護学部では、アクティブラーニングの実施やVTRや模擬患者等を用いた実践的な演習など行われ、学生の学習を活性化する教育が行われている。教務委員会、FD委員会をはじめ授業の内容、学生への教育効果等検討がなされている。</p> <p>総合情報学部、看護学部ともにシラバスにて成績評価方法を公表しているが、成績評価の客観性については現時点で担保されているとはいえない。総合情報学部において進級・卒業判定は適切に運用しているといえる。また、学位論文審査に関しては、各指導教員が設定した審査基準に従って実施しているが、その審査基準の明示が不十分である。その一方で、学位審査及び修了認定に関しては、学部の教員会において、卒業の認定(判定)を実施しているため、一定の客観性及び厳格性は確保されている。看護学部においては、学生の学習成果に関することについては、学部の教務委員会、実習委員会及び学生委員会等の各種委員会等により、学生の状況等について把握及び評価がなされている。 大学院総合情報学研究所においては、授業科目の成績評価及び単位認定、並びに学位論文審査を適切に行っているが、2017年度に策定した学位授与方針を踏まえた成績評価の方法及び修了の基準は設けていない。</p>	<p>引き続き適切に公表等を実施する。</p> <p>引き続き適切に公表を実施する。</p> <p>教育課程の適切性について評価する体制を整備する。大学院総合情報学研究所は、博士前期課程、後期課程の一貫教育の可能性を検討する必要がある。これに合わせて、教育課程を検討する。</p> <p>授業時間外における学習時間の状況把握を検討していく。到達目標(基準)を明確にし、共通化を図る。研究科においても今後、博士前期、後期課程の一貫教育の可能性を検討する必要がある。コースワーク、リサーチワークを融合し、効果的な教育や研究指導を行う。</p> <p>総合情報学部においては、ルーブリック評価の導入などが今後の検討課題としてあげられる。学位論文審査に関しては、その審査基準を明示するとともに、研究室単位(複数指導教員の体制)で学位論文審査を行い、可否判定を実施するなどの改善策を検討する。 看護学部においては、学生の学習成果、授業のあり方等については、学部の現在の教育組織体制を見直しながら、取り組みを強化するとともに、完成年度後のカリキュラム改正に向け、よりよい教育方法、授業の内容方法等について検討する。 大学院総合情報学研究所においては、ルーブリック評価の導入などが今後の検討課題としてあげられる。また、博士前期、後期課程の一貫教育の可能性を検討する。</p>	<p>総合情報学部:学位授与方針(ディプロマポリシー) 看護学部:学位授与方針(ディプロマポリシー) 大学院総合情報学研究所:学位授与方針(ディプロマポリシー) 総合情報学部教職課程:学位授与方針(ディプロマポリシー)</p> <p>総合情報学部:教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー) 看護学部:教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー) 大学院総合情報学研究所教育課程編成:実施の方針(カリキュラムポリシー) 総合情報学部教職課程:教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)</p> <p>総合情報学部:学位授与方針(ディプロマポリシー) 看護学部:学位授与方針(ディプロマポリシー) 大学院総合情報学研究所:学位授与方針(ディプロマポリシー) 総合情報学部教職課程:学位授与方針(ディプロマポリシー)</p> <p>総合情報学部:教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー) 看護学部:教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー) 大学院総合情報学研究所教育課程編成:実施の方針(カリキュラムポリシー) 総合情報学部教職課程:教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)</p> <p>これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)(中教審第184号)平成27年12月21日 大学院改革委員会の検討事項「教育課程及び教育方法」</p> <p>東京情報大学学則第11条から第15条の3 東京情報大学総合情報学部履修規程 東京情報大学学則第14条、東京情報大学総合情報学部履修規程第19条、第20条 学位授与方針(ディプロマポリシー)では、学位授与の要件として、卒業要件単位数を習得した学生に対して、卒業時に学士の単位を授与することと定めている。 東京情報大学大学院学則第6条から第18条</p>

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善方針	活動の根拠となる指針・方針等
	⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 ○学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取	総合情報学部、看護学部においては、学習成果を把握及び評価するための方法として、各学年終了時に1年間のGPAと入学後これまでのGPAを成績表に記録している。成績配布時には、GPAが各学年全学生数のうち何位に位置しているかの表を合わせて配布することで、自己のおよその順位を理解させて、その後の努力を促すように指導している。 社会人基礎力の測定を目的とした学生調査として、総合情報学部1、2年生に対して、リアセック社のPROG評価を実施し、学生各人のリテラシー能力(情報収集力、情報分析力、課題発見力、構想力、言語処理能力、非言語処理能力)とコンピテンシー能力(対人基礎力、対自己基礎力、対課題基礎力)を測定している。このPROGは、担任教員が各学生の能力を把握するとともに、学生本人が自己の強み、弱みを認識し、卒業までの4年間で、強みは伸ばし、弱みは改善するように指導している。 看護学部においては、学部の教務委員会、実習委員会、学生部委員会等において、学生の成績及び学習成果、これからの学習支援等について検討した。成績不振者への対応等については、再試験制度の活用やクラス担任等による指導等を適切に行われた。また、看護師等の国家試験合格対策に向けて、国家試験対策や学習支援に関する小委員会を設け、低学年模試の実施や学生自身が主体的に学習に取り組むことを支援する学習支援活動を実施している。 大学院総合情報学研究科においては、学位論文として学習成果がまとめられ、学位論文審査基準の審査指標により学習成果を測定し、評価しているが、学位授与方針に対応した学習成果が達成しているかを把握する仕組みは設けていない。	総合情報学部においては、学習成果が、社会のニーズに適合しているかの評価が不十分である。ポートフォリオは学生の学習成果とそれらに対する自己評価を、年次ごとにまとめており、その定性的および定量的な評価を行っている。ただし、いずれも自己の主観的評価に基づいたものである。 看護学部においては、学生の学習成果に関することについては、学部の教務委員会、実習委員会及び学生委員会等の各種委員会等により、学生の状況等について把握及び評価がなされている。また、成績不振者への指導等や看護師国家試験対策に向けた学生の学習支援活動については、学生の学習への取り組み、その動機づけの面からも、現時点においては良い方向に向かいつつある。 大学院総合情報学研究科においては、学習成果を測定するための指標や仕組みは設けていない。	総合情報学部においては、学習成果が、社会のニーズに適合しているかについて、客観的に評価する必要がある。企業懇談会や学園祭ホームカミングデーに社会のニーズに適合しているかアンケート調査等を行う。 看護学部では、学生の学習成果、授業のあり方等については、学部の現在の教育組織体制を見直しながら、取り組みを強化するとともに、完成年度後のカリキュラム改正に向け、よりよい教育方法、授業の内容方法等について検討する。 大学院総合情報学研究科では、学習成果を測定するための指標や仕組みを検討する。	学校教育法施行規則第六十五条の二「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日・中教審)
	⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究科において、各学期毎に授業評価アンケートを実施し、あわせて、学生の授業への取り組み方などを測定している。 また、総合情報学部においては、卒業論文発表会を開催しており、教育の向上の一助となっている。1年次生はその聴講を必修とし今後の研究の指針とさせた。またあわせて教員による評価を行い教育的指導を合わせて行った。	総合情報学部における、卒業論文という大学教育の総合的な成果物に対する全学的な評価活動は、きわめて意義がある。しかも、定期的に行われていることで次年度への改善につながるものであるといえる。しかし、その一方で代表者による報告であることからさらなる工夫が求められる。また、総合情報学部、看護学部ともの学習の評価については、一貫した体制そのものがない状況である。教育課程及びその内容、方法の適切性について検討する体制づくりが求められる。	授業評価アンケートの結果は、各授業の担当者のみが閲覧できる状態である。この結果は、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行うための貴重な資料でありながら、現状は所属長と科目担当者個人での点検・評価に留まっている。大学レベルで共通した教育課程及びその内容、方法の適切性について検討する体制づくり、あわせて、各学部の特性を踏まえた体制づくりを検討する必要がある。全学的なFD活動の一環として、教育方法の改善・向上に向けた取り組みとしてのFDを実施する。	学位授与方針(ディプロマポリシー)教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)「教職課程コアカリキュラム」(教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会・文部科学省)
5. 学生の受け入れ	大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。また、その方針に沿った学生の受け入れを公正に行わなければならない。	① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。 ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)については東京情報大学の公式ホームページ、大学案内において公表している。	総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究科において、学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)については適切に公表している。 その一報で、学位授与方針(ディプロマポリシー)および、教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)との、相互の関連性については、検証が不十分である。また、障害のある学生の受け入れ方針について明文化、公表されていない。	総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究科において、いずれも受け入れる学生に求められる学習成果(「学力の3要素」)をどのように学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)に反映させていくか検討する。 障害のある学生の受け入れ方針について入試・広報委員会を中心に検討し、明文化するとともに適切に公表する。あわせて障害のある学生が入学したときには、円滑な学生生活が送れるように教育環境を整備する。 大学院総合情報学研究科では、学部の改組が重なり、学部の上に成り立つ大学院の教育体系が定まらない状態にある。学部との一貫性をもたせるため、アドミッションポリシーを現状にあわせて修正する必要がある。	東京情報大学学則 総合情報学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 看護学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 大学院総合情報学研究科 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)
	② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施	総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究科の学生募集に関しては、それぞれの学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)をふまえ、学習募集の計画、大学案内の作成、学生募集行事の実施、入学試験の実施をそれぞれ行っている。 総合情報学部においては、AO、推薦入試において、看護学部にはそれ期加え一般試験でも面接を課しているが、判断指標を統一し客観性を担保している。最終的な合否については、入試選考委員会において慎重な審議を行い、公平な選抜を行っている。 大学院総合情報学研究科においても学部同様に面接においては、判断指標を統一し客観性を担保している。最終的な合否については、大学院研究科委員会において慎重な審議を行い、公平な選抜を行っている。	総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究科において、いずれも適正に入学試験は実施されている。また、合否判定においてもその透明性は担保されている。	総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究科において、情報通信技術のさらなる進歩やそれをとりまく社会状況の変化などを考慮しつつ大学の理念目的の実現のために学生受け入れ方針(アドミッションポリシー)の定期的かつ組織的な検討する。	東京情報大学学則 総合情報学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 看護学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 大学院総合情報学研究科 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)
	③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ＜学士課程＞ ・入学定員に対する入学者数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 ＜修士課程、博士課程、専門職学位課程＞ ・収容定員に対する在籍学生数比率	総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究科、いずれも定員については、学則に学生数が規定されている。在学生については、毎月開催される運営委員会、教授会(総合情報学部・看護学部)、学科教員会、大学院研究科委員会においてそれぞれの会議において、入学定員に対する入学者数比率、編入学定員に対する編入学生数比率、収容定員に対する在籍学生数比率、収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応については、不十分である。	総合情報学部、看護学部、大学院総合情報学研究科、いずれも入学者、在籍者ともに定員の管理については、適正に行われている。その一方で、学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)の定期的な検討作業については、不十分である。	情報通信技術のさらなる進歩やそれをとりまく社会状況の変化などを考慮しつつ大学の理念目的の実現のために学生受け入れ方針(アドミッションポリシー)の定期的かつ組織的な検討する。	東京情報大学学則 東京情報大学大学院学則 東京情報大学 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 看護学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 大学院総合情報学研究科 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)
	④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	毎月開催される運営委員会、教授会(総合情報学部・看護学部)、学科教員会、大学院研究科委員会においてそれぞれの会議において在学生について確認している。 受け入れた学生の問題として退学者問題がある。総合情報学部の退学者については、その分析を行い退学状況の実態を検討した。	受け入れた学生について定期的に管理しているが、受け入れの適切性についての検討は不十分である。各学部、大学院の学位授与方針(ディプロマポリシー)を前提とした組織的な検討体制の整備が必要である。	各学部、大学院において受け入れの適切性についての検討する組織的な検討体制を整備する。	東京情報大学学則 東京情報大学大学院学則 東京情報大学 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 総合情報学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 看護学部 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー) 大学院総合情報学研究科 学生受け入れの方針(アドミッションポリシー)

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善策	活動の根拠となる指針・方針等
6. 教員・教員組織	<p>① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。</p> <p>② 教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。</p> <p>③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。</p> <p>④ ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○大学として求める教員像の設定 ○各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示</p> <p>○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 ○学士課程における教養教育の運営体制</p> <p>○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施</p> <p>○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用</p> <p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>教員像などの基本方針は、「教員資格審査基準マニュアル」に明示されている。またその手続きについては「東京情報大学教務職員等資格審査委員会規約」に定められており、厳格に行われている。なお、看護学部については、大学設置基準に定められた専任教員数を踏まえた専任教員の採用計画に基づき、本学部の人材養成目的と教育課程の特色を実現するための教員採用を行っている。基本的な教員の役割などは、「東京情報大学組織および職制」に定められている。</p> <p>総合情報学部ならびに看護学部の教育課程において、収容定員、設置基準、資格等に関する法令上の基準を満たすように教員組織を整備している。 【総合情報学部】 3学系制への改組を行い円滑なる教育ができるよう既存の教務職員を再編成した。 【看護学部】 看護学部設置において、大学設置基準に定められた専任教員数を踏まえた専任教員の採用計画(完成年度時27名)に基づき、教員採用を行っている。専任教員の他に、臨地実習を実施するために、専任教員の指導の下に、実習指導および学内演習を担当する「臨床教員」、実習指導を担当する「実習教員」を適切に配置し、臨地実習の指導にあたっている。 【大学院総合情報学研究科】 大学院専属の専任教員数は存在せず、学部の教員から採用・昇格基準に基づき、授業科目担当者、指導教授・指導准教授を選任し、兼務している。指導教員の人数が減少傾向にあるので、指導教員となりうる教員の採用、あるいは、学内での昇格が必要不可欠である。</p> <p>新規採用、および昇格は教員資格審査基準マニュアルの基準に基づき、大学全体で同一基準に基づき実施している。現状の教員編成にもとづき新規採用の職階が決定されている。なお、看護学部については文部科学省の設置基準に準拠した看護学教育に相応しい教員組織編制を行っている。</p> <p>前後期の学期末に授業評価アンケートを実施すると共に、後期に一定の期間を設けピアレビューを行っている。前後期に一定の期間を設け非常勤講師との意見交換会を行っている。 看護学部では、パフォーマンス評価としてのルーブリックの学習会を企画した。実習指導者連絡会において教務職員と臨床指導者の合同FD開催した。テーマは、「学生の主体性を育む看護基礎教育」である。 研究科では、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動については、大学院独自のFD活動は実施していない。学部で実施している授業評価アンケートも履修者数が少ないことから定量的な結果が求められないため実施しておらず、代わりとして大学院の授業全てにおいて評価する「教育評価アンケート」を実施している。今後、外部における研究発表について、大学院としての推進などがFD活動として考えられる。</p> <p>毎年、全教務職員を対象に個人調査の提出を受け研究業績などの評価を行っている。 平成29年度は3学系制への改組を行い円滑なる教育ができるよう既存の教務職員を再編成した。</p>	<p>大学全体の教員に対する基本方針は「教員資格審査マニュアル」に示されているが、各学部、大学院の特徴を反映した編成方針は示されていない。</p> <p>教員数については、法令上の基準は満たしているが、専任教員からなる教養科目や専門基礎科目の担当比率が減少し責任をもった教養教育の運営が困難になってきている。また、総合情報学部、看護学部の双方において、教員組織の年齢構成に偏りがみられる。</p> <p>教員構成にもとづいた適正な募集が行われ人事手続きが実施されている。また、昇格についても資格審査基準に準拠し適正に判定が行われている。 看護学部については文部科学省の設置基準の教員組織体制において専任教員を配置している。また、完成年度までは、文部科学省に提出された計画に従った採用を行っている。</p> <p>授業評価アンケートおよび、ピアレビューについては、担当者については、それぞれの意見に必要なに応じて改善を行っている。研究科独自のFD活動は実施していない。 しかし、授業評価アンケートもピアレビューも大学全体として問題の共有などは行われておらず、今後の課題となっている。 また、非常勤講師との意見交換において指摘を受けた問題に可能な限り対応しているが、不十分なところがあることは否めない。 FD関係プログラムについて、これまでの内容と成果を検証する。</p> <p>教務職員の定期的な業績確認は行っているが、教員組織の定期的な点検には至っていない。</p>	<p>大学として求められる教員像の資質として、研究業績と教育業績に加え、学内諸活動を通じての本学への貢献度、対外的な社会諸活動を考慮し、教員個人の自己点検評価を適切に実施する改善プロセスを内部質保証システムに組み込み、機能させる。</p> <p>全体のカリキュラム構成や専任教員の年齢構成の均衡を勘案した採用が必要となり、文部科学省の設置基準を下回らないように計画的な採用を進める。専任教員により責任をもった教養教育の実施が可能となるよう検討することもあわせて必要である。大学、各学部、大学院の理念・目的に準拠した教員編成の適切性について全学的に定期的に検証を行う体制を構築する。</p> <p>必要に応じて教員の採用計画を立てる。(定年退職後の教授の補充については、教員公募による補充・内部昇格により計画的に退職の補充を行う。) 理念・目的に準拠した教員編成の適切性について学部運営委員会、教授会において定期的に検証を行う。</p> <p>「臨床教員」及び「実習教員」の教育の質向上を目指したFD研修を行う。 SDとの融合を視野に入れながらより効果的なプログラムを検討・実施する。 大学院の教員の教育・研究指導能力の向上のための具体的方策を検討する。</p>	<p>東京情報大学学則 東京情報大学大学院学則 東京情報大学組織及び職制 教員資格審査マニュアル</p> <p>東京情報大学学則 東京情報大学大学院学則 東京情報大学組織及び職制</p> <p>学校法人東京農業大学職員就業規則 学校法人東京農業大学職員人事規則 東京情報大学資格審査基準 東京情報大学教務職員の昇格に関する申し合わせ 総合情報学部 学位授与方針(ディプロマポリシー) 総合情報学部 教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)</p> <p>総合情報学部 学位授与方針(ディプロマポリシー) 総合情報学部 教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)</p> <p>総合情報学部 学位授与方針(ディプロマポリシー) 総合情報学部 教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)</p>
7. 学生支援	<p>① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。</p> <p>② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。</p> <p>③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示</p> <p>○学生支援体制の適切な整備 ○学生の修学に関する適切な支援の実施 ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留学者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ○学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ○学生の進路に関する適切な支援の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ○学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施 ○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施</p> <p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>学生部委員会をはじめ学生生活支援に向けた取り組みを行っているが、大学全体を通した基本方針は策定中であり、その方針は適切に明示されていない。</p> <p>学生支援に関する大学としての方針の明文化はなされていないが、学生生活支援に関する以下の事項については、実施をしている。 ・学生生活支援における支援体制の整備(担当所管業務の見直し) ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ・留学生に対する支援 ・課外活動団体の充実(翔風祭実施団体への支援) ・部活動運営に係る活動経費に対する支援等(助成金等) ・学生通学環境の改善 ・総合情報学部におけるキャリア支援 ・看護学部におけるキャリア支援</p> <p>学生の生活全般においては、学生部委員会において学生支援の点検・評価が行われている。 また、就職活動一般については、キャリア課において点検・評価が行われている。</p>	<p>学生支援に関する基本方針が、適切に明示されていない。</p> <p>学生生活に関する様々な支援を実施しているが、大学として体系立てた方針の下に実施されていない。</p> <p>個々の部門においては、それぞれの担当箇所について点検が行われているが、しかし、大学全体としてその点検・評価は不十分である。</p>	<p>東京情報大学基本方針を策定し、大学ホームページ等へ掲載する。 また、この基本方針に基づき、本学の2019年度～2022年度の中期事業計画を策定することで、教職員に対して基本方針の意識づけを行う。</p> <p>学生支援に関する大学の基本方針を定め、学生生活支援における支援体制の整備する。</p>	<p>学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程 東京農業大学、東京情報大学、東京農業大学短期大学部ハラスメント相談内規 東京情報大学障がい学生修学支援規程 東京情報大学障がい学生修学支援委員会規程</p>

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善方策	活動の根拠となる指針・方針等
8. 教育研究等環境	<p>① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。</p> <p>② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。</p> <p>③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。</p> <p>④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。</p> <p>⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。</p> <p>⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示</p> <p>○施設、設備等の整備及び管理 ・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 ○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み</p> <p>○図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備 ○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置</p> <p>○研究活動を促進させるための条件の整備 ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制</p> <p>○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み ・規程の整備 ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・研究倫理に関する学内審査機関の整備</p> <p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>東京情報大学基本方針の中に「教育研究等環境の方針」及び教育研究環境の整備、研究支援ごとの方針を2018年度中に、以下のように定める予定である。</p> <p>「教育研究等環境の方針」の明文化については、未整備であるが、「施設、設備等の維持及び管理」、「安全及び衛生の確保」、「バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備」、「情報通信環境の整備」などは現状の問題にあわせて適切に行われている。情報倫理の確立に関する取り組みについては、1年性の全学共通の必修科目「情報モラルとセキュリティ」にて実施されている。</p> <p>図書館の活性化および情報基盤整備を適宜行った。情報検索設備等の整備については、機器の更新等の対応を行った。計画的な図書等の購入計画については、看護学部 completion 年度に向けた学年進行中の図書等(設置経費)の整備を行った。また、図書館等職員著作権実務講習会等の参加など職員のスキルアップへの対応を行った。</p> <p>「東京情報大学研究倫理規程」および「東京情報大学人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会規程」を制定し、研究に関する基本的な考え方を明示している。研究費の配分については、内規を設け適正に支給している。また、各教員に研究室を提供し適切な研究環境を確保している。外部資金の獲得については科学研究費助成事業等、競争的研究費の獲得支援と採択者への事務支援を行っている。ティーチング・アシスタント(TA)を採用し、講義、演習支援を行っている。また、外部からの研究費により、リサーチ・アシスタント(RA)採用している。</p> <p>公的研究費等の適正執行に関するコンプライアンス及び研究倫理教育説明会を開催し、不参加者については、フォローアップの説明会を開催し平成29年度は98%の教務職員に対して倫理教育を実施した。</p> <p>研究倫理に関する教務職員への意識向上を求め、毎年、説明会を開催し、その場で署名された誓約書の提出を求めた。</p>	<p>東京情報大学基本方針を策定中であり、適切に明示されていない。</p> <p>「教育研究等環境の方針」が、未整備であるため、統一的な教育研究環境の整備が行われていない。</p> <p>情報検索設備等の整備、計画的な図書等の購入計画と予算の執行、職員のスキルアップへの対応など図書館、学術情報サービスについて適切に行われている。</p> <p>看護学部の設置以降、総合情報学分野以外の教育研究活動への支援の実績を積み、支援環境や条件の整備を推進し、教育研究活動の促進を図っている。学生の修学に関する適切な支援の実施については、研究活動を促進させるための条件の整備を行い、学会発表の旅費を支援し、研究活動の促進に貢献している。</p> <p>適正に実施されている。</p> <p>毎年、定期的に行われている説明会に於いて、署名を持った誓約書を求め教務職員の意識の向上を求めている点は評価できるが、その点検、評価結果を用いた改善向上の取り組みについては不十分である。</p>	<p>東京情報大学基本方針を策定し、大学ホームページへ掲出するなど適切に明示する。また、この基本方針に基づき、本学の2019年度～2022年度の中期事業計画を策定することで、教職員に対して基本方針の意識づけを行う。</p> <p>「教育研究等環境の方針」及び教育研究環境の整備、研究支援ごとの方針の制定と適切な明示する。</p> <p>引き続き適切に業務を実施していく。なお、図書館の活性化、満足度向上のためさらなる改善を検討する。</p> <p>総合情報学と看護学の両分野における教育研究活動を支援するための活動根拠を定める細則整備に向けた準備を行った。外部資金を導入するなど、学生を含む研究活動の活性化させる。</p> <p>引き続き適切に研究倫理に関する説明会や啓蒙活動の実施する。</p> <p>評価結果を反映した教育研究環境の適切性を検討できる体制を整備する。</p>	<p>建学の精神「未来を切り拓く」、教育理念「現代実学主義」を念頭に、日々進化する情報技術を活用し社会に貢献できる人材を育成する。大学設置基準を前提に、本学の建学の精神「未来を切り拓く」、教育理念「現代実学主義」、学生指導の理念「自立と協調」を具現化することを指針方針とする ・学校施設バリアフリー化推進指針(平成16年3月文部科学省大臣官房文教施設部)</p> <p>・情報サービスセンター運営委員会や図書業務定例会等での検討事項 ・学設置基準に基づく施設設備や資料等の整備</p> <p>東京情報大学総合情報研究所規程 東京情報大学研究倫理規程 東京情報大学人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会規程</p> <p>東京情報大学研究倫理規程 東京情報大学公的研究費の管理・監査に関する規定規程 東京情報大学人を対象とする実験・調査に関する倫理委員会規程</p> <p>東京情報大学研究倫理規程 東京情報大学公的研究費の管理・監査に関する規定規程 東京情報大学人を対象とする実験・調査に関する倫理委員会規程</p>
9. 社会連携・社会貢献	<p>① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。</p> <p>② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。</p> <p>③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示</p> <p>○学外組織との適切な連携体制 ○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 ○地域交流、国際交流事業への参加</p> <p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>平成29年度「東京情報大学 社会貢献ポリシー」を制定し、大学の社会貢献へのあり方を規定し、大学公式ホームページに公開している。</p> <p>東京情報大学総合情報研究所を中心にして、地域連携協定を結ぶ自治体の課題について、社会貢献、社会連携に関する活動を行い、教育研究活動の推進、地域交流の参加を行っている。特に千葉市においては将来的に包括連携協定の締結を目的としていることもあり、重点的に課題設定をしている。一般市民に向けた公開講座の開催、高大連携プログラムに基づいた高校生への講義の提供などの活動を行っている。</p> <p>平成29年度「東京情報大学 社会貢献ポリシー」を制定し、大学の社会貢献へのあり方を規定したが、実際の活動に対する改善向上の取り組みには未着手である。</p>	<p>「東京情報大学 社会貢献ポリシー」を制定し、大学の社会貢献へのあり方を適切に明示している。</p> <p>社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを適切に実施し、教育研究成果を適切に社会に還元している。</p> <p>「東京情報大学 社会貢献ポリシー」を制定したことは評価できるが、定期的に点検・評価し、改善向上するための体制は、不十分である。</p>	<p>引き続き適切に公表を実施する。</p> <p>大学が行っている実際の活動を検証し、「東京情報大学社会貢献ポリシー」の目的に沿った活動ができているかを検証する体制を整備する。</p> <p>個々の活動を定期的に点検、評価し改善する体制を整備する。</p>	<p>東京情報大学 社会貢献ポリシー</p> <p>東京情報大学総合情報研究所規程 東京情報大学共同研究取扱規程 東京情報大学 社会貢献ポリシー</p>

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善策	活動の根拠となる指針・方針等		
10. 大学運営・財務 (1)大学運営	大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に係る方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の高質向上に取り組みなければならない。さらに、必要かつ十分な財務基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。	① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示 ○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知	○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示 ○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知	学校法人東京農業大学第2期中期事業計画(N2018:2015～2018年度)に基づき大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を明示している。	現在進行している事業計画であり、達成されていない箇所もあるが、おおむね適切に実行されている。	現状を踏まえ、新たに東京情報大学基本方針を策定し、それに基づいた大学運営を図るとともに策定された基本方針は「大学公式ホームページ」へ掲出する。さらに、この基本方針に基づき、学校法人東京農業大学第3期中期事業計画(N2022:2019～2022年度)に本学の中期事業計画を策定することで、教職員に対して基本方針の意識づけを行う。	学校法人東京農業大学第2期中期事業計画(N2018)2015年度事業報告書、2016年度事業報告書、2017年度事業報告書	
		② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	○適切な大学運営のための組織の整備 ・学長の選任方法及び権限の明示 ・役職者の選任方法及び権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応 ○適切な危機管理対策の実施	『東京情報大学学則』、『東京情報大学院学則』『東京情報大学教授会規程』、『東京情報大学大学院総合情報学研究所委員会規程』において学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示している。また、組織および職制については『東京情報大学組織及び職制』に明示している。学長及び補職者の選出と役割については、学長は、『学校法人東京農業大学職員就業規則』第8条に基づき、選挙により選任し理事長が決定している。補職者については、『学校法人東京農業大学人事委員会規程』第3条第3号に規定する別表に基づき選出し、学校法人東京農業大学人事委員会で審議し決定している。また、補職者の役割については、『東京情報大学組織及び職制』第8条から15条の2に規定している。 教学組織と法人組織については、『学校法人東京農業大学寄付行為』『学校法人東京農業大学寄付行為施行規則』において、その役割等が明文化されている。	『東京情報大学学則』、『東京情報大学院学則』『東京情報大学教授会規程』、『東京情報大学大学院総合情報学研究所委員会規程』において学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示している。また、組織および職制については『東京情報大学組織及び職制』に明示している。学長及び補職者の選出と役割については、学長は、『学校法人東京農業大学職員就業規則』第8条に基づき、選挙により選任し理事長が決定している。補職者については、『学校法人東京農業大学人事委員会規程』第3条第3号に規定する別表に基づき選出し、学校法人東京農業大学人事委員会で審議し決定している。また、補職者の役割については、『東京情報大学組織及び職制』第8条から15条の2に規定している。 教学組織と法人組織については、『学校法人東京農業大学寄付行為』『学校法人東京農業大学寄付行為施行規則』において、その役割等が明文化されている。	大学運営のための組織(委員会)を、法人及び大学の規則・規程に基づき、適切に設置し運営しているが、大学(教学組織)における委員会数が多く、役職者が充て職として委員となる委員会が多いため、役職者の負担が増えている。		N2018の事業項目 :No.10-(1) 改正学校教育法に伴う学長リーダーシップ確立・検証 学校教育法第92条、第93条
		③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	○予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定	平成29年度の予算編成については、学校法人の基本方針「経営・財政の安定なくして教育研究の充実・発展なし」を基に、第2期中期事業計画ならびに部門事業計画に基づき、本学の予算編成基本方針を策定した。 予算管理・執行の具体的な処理は、『学校法人東京農業大学経理規程』に基づき実施している。また、固定資産の取得や一定額以上の案件については、『学校法人東京農業大学調達規程』に基づき、決裁区分ごとに予算執行の承認を得ることとなっている。外部資金については、外部資金担当所管において残高管理もあわせて行い、適正な予算管理を行っている。経常予算については決算時に所管ごと事業内容別予算ごとの執行状況を精査し、予算の適切性を検証している。施設設備等の整備及び臨時・特別予算については、予算編成時において費用対効果等を中心に検討を重ね、決算報告書作成時等に検証を行っている。 本学の決算に係る監査は、監事監査、監査法人による公認会計士監査および内部監査室による業務監査があり、内部監査による監査は、『学校法人東京農業大学内部監査室規程』に基づき実施している。	『学校法人東京農業大学危機管理規程』第5条第1項及び第2項、並びに『学校法人東京農業大学部門危機管理委員会規程』に基づき、本学に部門危機管理委員会を設置し運営している。 部門長(学長)は、平常時から、危機管理のため必要な措置を講じることになっている。 2017年度は、看護学部で実施した「カナダ短期留学プログラム」では、部門危機管理委員会を開催して危機管理体制や緊急時連絡網等の対策を決定し、プログラム参加学生及び関係する教職員へ説明、周知を行ったうえで、プログラムを実施した。	危機管理のための組織を、法人の規則・規程に基づき、適切に設置し運営している。		学校法人東京農業大学危機管理規程 学校法人東京農業大学部門危機管理委員会規程
		④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。	○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働) ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善	本学では、『東京情報大学組織及び職制』を定めており、大学業務を支援する事務組織を整備している。また『東京情報大学事務分掌規程』において、それぞれの事務組織が所掌する事務分掌が記されており、具体的な事務の内容等を規定しており、適切に運用されている。 職員の採用に関しては、専任職員については法人の人事課が企画立案し、人事委員会の審議を経て適切に決定している。	本学では、『東京情報大学組織及び職制』を定めており、大学業務を支援する事務組織を整備している。また『東京情報大学事務分掌規程』において、それぞれの事務組織が所掌する事務分掌が記されており、具体的な事務の内容等を規定しており、適切に運用されている。 職員の採用に関しては、専任職員については法人の人事課が企画立案し、人事委員会の審議を経て適切に決定している。	機能的・効率的な組織編成と業務量に見合った職員配置に努めるとともに、部局間の連携・支援体制による柔軟な対応がなされており、目標達成に向けた各所管の取組みが適切に行われている。 組織規模が小さいことに加え、本学での勤務年数が長い職員が多く、年齢構成が適正であるとはいえない現状において、管理職への登用の機会が少ないものの、業務の目標設定を自ら定め、その評価を得ること、学生・教員との信頼関係により日常的な達成感や充実感を味わうこと等によって、現状維持体質から脱却し、事務組織全体の活性化を目指すことが、職員の組織活性化を醸成することに繋がっている。	大学を取り巻く社会環境の変化に対応すべく、組織のさらなる機能向上と効率化の推進を図る必要があることから、事務局内に検討委員会を組織し、組織・業務の見直し、法人本部との業務一体化を踏まえ、その改善を目指す。 合わせて、将来的な組織・人事バランスを考慮した人事計画案を検討する。	
		⑤ 大学運営を適切かつ効果的にを行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。	○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施	本学では、職員研修制度を職員の能力の向上及び資質の啓発に資するものとして位置付けている。人事制度における級ごとの職務能力の水準を達成し、能力向上をはかるため学校法人が主体となり、平成22(2010)年度から新規採用者研修「若手育成プログラム」を実施している。また、以下の研修制度を設けて、人材の育成や個々の職員の資質向上に努めている。 1)階層別研修(受講必須)、2)目的別研修(希望者)、3)職場研修、4)私大連研修 本学独自の活動としては、「教職員全体会」を実施している。平成25(2013)年度の学部改組の準備に合わせて、平成24(2012)年度から各種委員会におけるPDCAサイクルの周知と確認・点検作業を通じた大学全体の共通認識を得ることを目的にスタートした。教学、管理における計画(方針)、実施に係る中間報告、総括を内容として年間複数回開催してきた。また、平成29(2017)年度は、全教職員を対象に「本学教職課程の現状と課題」と題した教職員のためのFD・SD研修会を実施した。	本学では、職員研修制度を職員の能力の向上及び資質の啓発に資するものとして位置付けている。人事制度における級ごとの職務能力の水準を達成し、能力向上をはかるため学校法人が主体となり、平成22(2010)年度から新規採用者研修「若手育成プログラム」を実施している。また、以下の研修制度を設けて、人材の育成や個々の職員の資質向上に努めている。 1)階層別研修(受講必須)、2)目的別研修(希望者)、3)職場研修、4)私大連研修 本学独自の活動としては、「教職員全体会」を実施している。平成25(2013)年度の学部改組の準備に合わせて、平成24(2012)年度から各種委員会におけるPDCAサイクルの周知と確認・点検作業を通じた大学全体の共通認識を得ることを目的にスタートした。教学、管理における計画(方針)、実施に係る中間報告、総括を内容として年間複数回開催してきた。また、平成29(2017)年度は、全教職員を対象に「本学教職課程の現状と課題」と題した教職員のためのFD・SD研修会を実施した。	本学の研修制度は、制度そのものの体系性や年間の研修開催数の点については、他大学と比較しても遜色無い水準にあるといえる。 また、必要に応じて研修内容の見直しを行い、より効果の高いものとなるよう改善を図っている点については、長所と考えている。	現在の研修制度は、学校法人が主体となったものに参画していることが多く、種類を揃え体系的に編成しているものの、各職員の業務多忙、日常業務優先等の理由から、必ずしもスタッフディベロップメントの実施は十分とは言えない。今後は、大学独自の研修体制を検討、構築していくことや、研修日程を精査し、職員が負担なく参加できる方法等を継続的に検討する。また、研修目的、必要性、研修によって得られる効果等を明示し、職員の主体的な参加をもとめる。	
		⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○監査プロセスの適切性 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	毎月、定期的に運営委員会、各教授会、大学院研究科委員会が開催されている。 また、毎週、学長連絡会が開催され大学の状況が把握されその運営について確認されている。	毎月、定期的に運営委員会、各教授会、大学院研究科委員会が開催されている。 また、毎週、学長連絡会が開催され大学の状況が把握されその運営について確認されている。	大学の運営に関する定期的な会議が開催され大学運営の適切性について定期的に点検・評価が行われている。その一方で、会議をととした情報の共有はできていないが、実際の改善行動への反映は、十分とは言えないところがある。	大学の管理運営の改善行動へつなげる体制の整備が必要である。	東京情報大学学則 東京情報大学大学院学則 東京情報大学組織および職制 東京情報大学運営委員会規程 東京情報大学教授会規程

大学基準	点検・評価項目	評価の視点	現状説明(活動内容・報告)	評価	改善方針	活動の根拠となる指針・方針等																																																																																													
(2)財務	① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。	○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定 <私立大学> ○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定	法人本部財務部において、法人全体及び各部門の中長期財政計画を策定している。 平成29年度の本学の予算編成においては、法人本部財務部からの通知項目を基に、学部改組及び新学部設置から完成年度までの4年間について、収支シミュレーションを下記のとおり行い、予算編成の基本方針を決定した。	平成29年度においては、目標値および財政の健全性を検証する財務比率指標は法人全体での設定であり、部門ごとの指標は設定されていない。 事業計画及び施設設備保全計画は大学と法人で連携し作成しているが、財政計画については法人本部主体での取り組みとなっている。 今後は、財政計画についても大学と法人で連携を取り、統一的な指標又は目標として設定し、事業計画と部門の予算積算を密接に対応させることが必要である。	本学と法人本部財務部の連携を密にし、大学の総合将来計画と密接に対応した中長期財政計画を策定する。 財務情報公表を念頭に公共性の高い大学として、社会的責任を果たす必要性を認識し、利害関係者のニーズを計画に反映する仕組みを検討する。 収入面としては、学生定員の確保及び補助金等外部資金の獲得を目指し、また支出面として、人事計画、施設設備計画について優先順位を決定し、財政計画に反映させ、継続的にPDCAサイクルを効果的に回す。																																																																																														
	② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。	○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分) ○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み ○外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等	<p>学校法人の基本方針「経営・財政の安定なくして教育研究の充実・発展なし」に基づき、人事計画、教育研究計画、施設設備整備計画等に対応する財源確保を中心に中長期財政計画を策定している。</p> <p>総合情報学部改組に伴い、実質的入学者数及び教員数等のシミュレーションを行い、学内で審議し財源確保のため、総合情報学部の授業料を平成29年度新入生から各年次50千円値上げした。</p> <p>また、収支シミュレーションにおける平成29年度の事業活動収支差額比率を△6.5%と試算し、総合情報学部改組および看護学部の完成年度となる平成32年度の事業活動収支差額比率の目標を9.4%とし、収支改善を目指す財政計画を策定した。</p> <p>なお、看護学部の設置に伴い従前の総合情報学部より、学生一人当たりの学生生徒等納付金単価が上昇した。</p> <table border="1" data-bbox="1113 651 1513 808"> <caption>学生一人当たりの学生生徒等納付金(学部別の差額)</caption> <thead> <tr> <th colspan="4">(単位:円)</th> </tr> <tr> <th>学年</th> <th>①総合情報学部</th> <th>②看護学部</th> <th>差額②-①</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年次</td> <td>1,342,500</td> <td>1,622,500</td> <td>280,000</td> </tr> <tr> <td>2年次</td> <td>1,092,500</td> <td>1,572,500</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>3年次</td> <td>1,122,500</td> <td>1,672,500</td> <td>550,000</td> </tr> <tr> <td>4年次</td> <td>1,152,500</td> <td>1,772,500</td> <td>620,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,710,000</td> <td>6,640,000</td> <td>1,930,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>定員充足を目指すとともに学生生徒等納付金の過度の依存を避けるため、学外からの資金を受け入れるための体制整備として、総合情報研究所(外部資金担当)の体制を強化(平成29年度に専任職員を1名増員)し、各種委員会等整備の準備を行った。</p> <p>また、平成29年度末の本学の特定資産残高として、減価償却引当特定資産:2,650,555,774円、東京情報大学教育奨学引当特定資産:54,263,745円、機器更新等引当特定資産:92,143,678円、翌年度繰越支払資金として、2,145,825,038円を確保している。</p>	(単位:円)				学年	①総合情報学部	②看護学部	差額②-①	1年次	1,342,500	1,622,500	280,000	2年次	1,092,500	1,572,500	480,000	3年次	1,122,500	1,672,500	550,000	4年次	1,152,500	1,772,500	620,000	計	4,710,000	6,640,000	1,930,000	<p>平成29年度決算の事業活動収支差額比率は△1.7%となり、予算請求時の基本方針シミュレーション値△6.5%より4.8ポイント改善した。</p> <p>定員充足については、平成29年度の学部入学生定員500人(編入学を除く)に対し、入学者は536人(超過率1.07%)、学部収容定員2,020人に対してH29/5/1現在の現員1,873人(充足率0.93%)であった。〔平成28年度は入学者489人(超過率0.98%)、現員1,823人(充足率0.90%)〕</p> <p>平成29年度の学生生徒等納付金は2,179,143千円、学生生徒等納付金比率は、平成29年度が91.2%となり依然として学生生徒等納付金への依存率が高いが、経常収入は増加傾向にある。今後は更なる外部資金獲得に向けての取り組みが必要となる。</p> <table border="1" data-bbox="1691 640 2122 787"> <caption>学生生徒等納付金比率等の経年比較</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生生徒等納付金</td> <td>2,659</td> <td>2,077</td> <td>2,050</td> <td>2,179</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>経常収入</td> <td>2,344</td> <td>2,346</td> <td>2,301</td> <td>2,389</td> <td>(円)%</td> </tr> <tr> <td>学生生徒等納付金比率(本学)</td> <td>87.9</td> <td>88.9</td> <td>89.1</td> <td>91.2</td> <td>(%)</td> </tr> <tr> <td>学生生徒等納付金比率(全国平均※)</td> <td>69.5</td> <td>73.7</td> <td>78.7</td> <td>-</td> <td>(%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」全国平均(大学法人調査系法人除く)</p> <p>【外部資金の獲得状況(平成28年度～平成29年度)】 前年度対比で、科学研究費助成事業は新規採択件数が1件減少し2件となったが、継続を含む総採択件数は1件増加し8件となり、交付額は13,550,000円の増額となった。 受託研究費は1件増加し7件となったが、受入額は21,880,127円の減額となった。 寄付金は3件増加し5件となり、受入額は3,400,000円の増額となった。</p> <table border="1" data-bbox="1691 997 2122 1102"> <caption>・科学研究費助成事業</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>申請件数(新規)</th> <th>採択件数(新規)</th> <th>採択率</th> <th>総採択件数(継続分を含む)</th> <th>交付額(継続分を含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>15件</td> <td>3件</td> <td>20.0%</td> <td>7件</td> <td>9,100,000円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>20件</td> <td>2件</td> <td>10.0%</td> <td>8件</td> <td>22,650,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1691 1123 1944 1207"> <caption>・受託研究費</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受入件数</th> <th>受入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>6件</td> <td>35,368,695円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>7件</td> <td>13,488,568円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1691 1228 1944 1312"> <caption>・寄付金</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受入件数</th> <th>受入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>2件</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>5件</td> <td>3,900,000円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H26	H27	H28	H29	単位	学生生徒等納付金	2,659	2,077	2,050	2,179	千円	経常収入	2,344	2,346	2,301	2,389	(円)%	学生生徒等納付金比率(本学)	87.9	88.9	89.1	91.2	(%)	学生生徒等納付金比率(全国平均※)	69.5	73.7	78.7	-	(%)	年度	申請件数(新規)	採択件数(新規)	採択率	総採択件数(継続分を含む)	交付額(継続分を含む)	平成28年度	15件	3件	20.0%	7件	9,100,000円	平成29年度	20件	2件	10.0%	8件	22,650,000円	年度	受入件数	受入額	平成28年度	6件	35,368,695円	平成29年度	7件	13,488,568円	年度	受入件数	受入額	平成28年度	2件	500,000円	平成29年度	5件	3,900,000円	<p>総合情報学部改組、看護学部設置の完成年度を迎える平成32年度の事業活動収支差額比率は9.4%を目標としている。(平成29年度予算請求基本方針)</p> <p>定員確保を目指すとともに、人件費、教育研究経費、管理経費の適正化に配慮し財源基盤の確立を目指す。</p> <p>また、外部資金獲得のため、総合情報研究所主体による各種委員会(利益相反委員会及び知的財産管理委員会)の整備や地域連携等の充実により、受託研究費、寄付金等の更なる獲得を目指すことで、学生生徒等納付金の過度の依存を避ける。</p> <p>なお、内部質保証に関する取り組みとともに、補助金獲得に向けての取り組みを行う必要がある。</p>
(単位:円)																																																																																																			
学年	①総合情報学部	②看護学部	差額②-①																																																																																																
1年次	1,342,500	1,622,500	280,000																																																																																																
2年次	1,092,500	1,572,500	480,000																																																																																																
3年次	1,122,500	1,672,500	550,000																																																																																																
4年次	1,152,500	1,772,500	620,000																																																																																																
計	4,710,000	6,640,000	1,930,000																																																																																																
項目	H26	H27	H28	H29	単位																																																																																														
学生生徒等納付金	2,659	2,077	2,050	2,179	千円																																																																																														
経常収入	2,344	2,346	2,301	2,389	(円)%																																																																																														
学生生徒等納付金比率(本学)	87.9	88.9	89.1	91.2	(%)																																																																																														
学生生徒等納付金比率(全国平均※)	69.5	73.7	78.7	-	(%)																																																																																														
年度	申請件数(新規)	採択件数(新規)	採択率	総採択件数(継続分を含む)	交付額(継続分を含む)																																																																																														
平成28年度	15件	3件	20.0%	7件	9,100,000円																																																																																														
平成29年度	20件	2件	10.0%	8件	22,650,000円																																																																																														
年度	受入件数	受入額																																																																																																	
平成28年度	6件	35,368,695円																																																																																																	
平成29年度	7件	13,488,568円																																																																																																	
年度	受入件数	受入額																																																																																																	
平成28年度	2件	500,000円																																																																																																	
平成29年度	5件	3,900,000円																																																																																																	